

教委学第2936号
令和6年1月19日

各市町教育委員会教育長 様

佐賀県教育委員会教育長

令和6年能登半島地震に伴う教科書事務に関する留意事項について（通知）

令和6年能登半島地震に伴う教科書事務に関する留意事項について、別添のとおり、文部科学省初等中等教育局教科書課から連絡がありました。

ついては、別添事務連絡の内容を確認の上、貴管下の小・中学校、義務教育学校に周知していただくとともに、下記の事項に該当する児童生徒がいる場合は、教科書給与事務等が適切に行われるようよろしくお願いします。

特に、下記の1、2に該当する場合は、速やかに処理していただくとともに、県学校教育課担当まで御一報ください。内訳等の報告（別添様式）について別途依頼します。

記

- 1 被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合
 - ・ 通常の転入学の場合と同様に無償給与すること。ただし、通常の転入学では再給与できない、転入学前の学校と採択が同じ教科書についても、今回の被災を受けて喪失又は損傷している場合は無償給与して差し支えない。
- 2 被災した義務教育諸学校の児童生徒を一時的な避難として弾力的に受け入れた場合
 - ・ 上記1と同様に無償給与して差し支えない。
- 3 貴管下の義務教育諸学校に被災した要保護・準要保護の児童生徒がいる場合
 - ・ 学校の設置者が教科書の購入が困難である旨の証明書を交付した者で、喪失又は損傷したものについては、各教科書・一般書籍供給会社及び教科書取扱書店に相談すること。

担 当 学校教育課
特別活動担当 重永
電 話 0952-25 - 7048